



甲州議第96号

令和3年9月30日

公益社団法人
東山梨地区広域シルバー人材センター
理事長 鈴木 幹夫 様

甲州市議会議員 丸山 国一



請願について（通知）

令和3年8月16日付けで請願がありました「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための請願」については、令和3年甲州市議会9月定例会において採択され、別紙のとおり意見書として下記の機関に提出しましたのでお知らせします。

記

- ・衆議院議長
- ・参議院議長
- ・内閣総理大臣
- ・財務大臣
- ・経済産業大臣



「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書

シルバー人材センター(以下、「センター」という。)は、高齢者等の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護用品の削減などに貢献している。

令和5年10月に消費税において「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を講じられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日 議決

甲 州 市 議 会

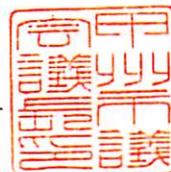


甲州議第96号

令和3年9月30日

公益社団法人
東山梨地区広域シルバー人材センター
副理事長 高木 晴雄 様

甲州市議会議員 丸山 国一



請願について（通知）

令和3年8月16日付けで請願がありました「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための請願」については、令和3年甲州市議会9月定例会において採択され、別紙のとおり意見書として下記の機関に提出しましたのでお知らせします。

記

- ・衆議院議長
- ・参議院議長
- ・内閣総理大臣
- ・財務大臣
- ・経済産業大臣



「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書

シルバー人材センター(以下、「センター」という。)は、高年齢者等の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護用品の削減などに貢献している。

令和5年10月に消費税において「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を講じられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日 議決

甲 州 市 議 会